

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 9 - 2 - 1 9 - 2 - 2	第 2 編 9 - 2 - 1 9 - 2 - 2 9 - 2 - 3	期限付酒類小売業免許の取扱いの見直しを行い、届出による期限付酒類小売業免許の取扱いについて、要件を緩和した。
10-10- 3	10-10- 3	一般酒類小売業免許の経営基礎要件について、販売能力及び所要資金を有することの要件を「免許を付与するまで」とした。